

日本式婚姻 記入の注意点**【全体】**

- 届出はすべて日本語で、読みやすい字で書いてください。鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。間違えたところは修正液などを使わず、二重線を引き、その上に訂正印（印鑑または拇印）を押してください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

【届出日】

提出する日付を書きます。当館にて受理した日が「婚姻日」となります。

【生年月日】

和暦（昭和〇〇年、平成△△年）で書いてください。

【住所】

ドイツ連邦共和国の次は州名（ハンブルク州/ブレーメン州/ニーダーザクセン州/シュレスヴィツヒホルシュタイン州）も書いてください。

【父母の氏名】

父母が同じ戸籍にあるときは、母の氏を書かないで名だけ書いてください。

【夫婦の氏】

婚姻後夫婦が称する氏を選んでください。

【新本籍】

- 夫婦の新本籍を定めて記入してください。（例外：夫または妻が既に戸籍の筆頭者であり、その者の氏を称するときは、新本籍を設定することはありません。）
- 希望する新本籍について、本籍地役場に、「この場所を新本籍としたいが、有効か。」ということを確認しておいてください。現在の本籍と同じものを書く場合でも同様です。

【届出人署名押印欄】

- 夫と妻が届出人となります。署名欄には戸籍に記載されている通りに氏名を書いてください。印の部分には印鑑または右手の親指で拇印を押してください。朱肉がなければ黒や青のスタンプインクで構いません。

・

【証人】

- 証人二名が必要です。外国人も証人になれます。証人は成人でなければならず、成人であるかどうかはその者の国の法律によって決まります。（例：日本人なら20歳以上、ドイツ人なら18歳以上の方が証人となります。）
- 外国人の場合は、署名欄に氏名の読み方をカタカナで併記してください。生年月日は西暦で書いてください（日本人は和暦）。押印は必要ありません。本籍地欄には国籍を書きます。

【届出人連絡先及び電話番号】

枠外になりますが、届出書の一番下に住所および日中連絡ができる電話番号をお書きください。